

貸 借 対 照 表

平成23年3月31日現在

平成22年度

株式会社ダイヤ・ピーアール

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	円	(負 債 の 部)	円
流動資産		流動負債	
現金預金	43,354,850	支払手形	136,255,794
売掛金	415,538,330	買掛金	359,398,054
商品	2,020,703	未払金	16,089,240
仕掛品	8,345,685	未払消費税等	3,912,940
貯蔵品	470,146	未払費用	7,041,825
前渡金	202,650	未払法人税等	6,232,401
繰延税金資産	1,848,896	預り金	2,542,574
立替未収金	4,104,259	合 計	531,472,828
短期貸付金	430,000,000	固定負債	
仮払金	665,336	退職給付引当金	6,725,764
合 計	906,550,855	役員退職慰労引当金	22,830,000
固定資産		合 計	29,555,764
有形固定資産		負 債 合 計	561,028,592
什器備品	2,925,247		
計	2,925,247	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	1,306,549	資本金	10,000,000
電話加入権	218,400	計	10,000,000
計	1,524,949	利益剰余金	
投資その他の資産		利益準備金	2,500,000
差入有価証券	1,250,000	その他利益剰余金	
その他投資	387,732	別途積立金	320,000,000
繰延税金資産	12,578,867	繰越利益剰余金	31,689,058
計	14,216,599	小 計	351,689,058
合 計	18,666,795	計	354,189,058
		合 計	364,189,058
資 産 合 計	925,217,650	純 資 産 合 計	364,189,058
		負債及び純資産合計	925,217,650

●当年度純利益は27,413,633円である。

●重要な会計方針

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)棚卸資産

商品 …………… 原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)(個別法)
仕掛品 …………… 原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)(売価還元法)

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く) …… 定率法

(2)無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引) …… リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当年度末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌年度以降に発生が見込まれる損失を引当金計上している。

なお、受注工事損失引当金計上対象案件のうち、当年度末における仕掛品残高が当年度末における未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当年度末要支給額の100%を計上している。

4.収益及び費用の計上基準

(1)工事契約の収益の認識基準等

当年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については客先検収基準を適用している。

なお、工事進行基準を適用する工事の当年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を適用している。

5.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(2)連結納税制度の適用

三菱重工業株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用している。

6.重要な会計方針の変更

(1)資産除去債務に関する会計基準

当年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号(平成20年3月31日企業会計基準委員会))及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号(平成20年3月31日企業会計基準委員会))が適用されたことに伴い、当年度からこれらの会計基準等を適用している。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当年度純利益に与える影響額は無い。